

令和7年1月17日
中山間地域・離島振興特別委員会資料
地域振興部中山間地域・離島振興課

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 持続的発展の基本方針</p> <p>昭和45年に過疎地域対策緊急特別措置法が制定されて以来、50年余にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたところである。</p> <p>しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。</p> <p>このため、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。</p> <p>なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野については、広域的な機能連携による機能の確保が必要である。</p> <p>こうした基本認識の下、本県として自ら過疎地域に対して、次項から掲げる各種施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の持続的発展のための取組を積極的に支援するものとする。</p>	<p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 持続的発展の基本方針</p> <p>昭和45年に過疎地域対策緊急特別措置法が制定されて以来、50年余にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたところである。</p> <p>しかしながら、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。</p> <p>このため、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。</p> <p>なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野については、広域的な機能連携による機能の確保が必要である。</p> <p>こうした基本認識の下、本県として自ら過疎地域に対して、次項から掲げる各種施策を総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の持続的発展のための取組を積極的に支援するものとする。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>（2）目標 本計画による目標は、人口に関する項目を大項目として位置づけ、上記の方針に基づき各種施策を実施することにより、過疎地域における人口減少率を現在の将来推計よりも縮小することを目標とする。</p> <p>【表：過疎地域における人口増減率】 ※現状の将来推計（推計値）は、<u>島根県中山間地域研究センターの公表資料</u>により算出 ※本計画における目標値は、<u>R2-R7 の増減率とし、平成 27 年国勢調査人口と令和 2 年国勢調査人口における、過疎地域の人口増減率を参考に設定</u> ※R2 年から R3、R4、R5 及び R6 の人口の増減率は、目標に向けて推移状況を確認するための参考値として設定</p> <p>また、各項目における各種目標は、以下各項目において記載する。</p>	<p>（2）目標 本計画による目標は、人口に関する項目を大項目として位置づけ、上記の方針に基づき各種施策を実施することにより、過疎地域における人口減少率を現在の将来推計よりも縮小することを目標とする。</p> <p>【表：過疎地域における人口増減率】 ※現状の将来推計（推計値）は、<u>令和 2 年度国勢調査による過疎地域の人口を起点とし、島根県人口シミュレーション 2025 を基本として「自然動態」「社会移動」についての前提条件を設定し、将来人口を機械的に推計し算出</u> ※本計画における目標値は、<u>R7-R12 の増減率とする</u>。 ※R7 年から R8、R9、R10 及び R11 の人口の増減率は、目標に向けて推移状況を確認するための参考値として設定</p> <p>また、各項目における各種目標は、以下各項目において記載する。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>（3）計画の達成状況の評価に関する事項 事業効果を測る目安として島根創生計画と連動した目標を設定し、企画・実施・評価・改善のP D C Aサイクルを通じた評価を実施する。評価結果は県議会等で報告し、意見等は事業の改善<u>や後期計画策定</u>の際に活かすこととする。</p>	<p>（3）計画の達成状況の評価に関する事項 事業効果を測る目安として島根創生計画と連動した目標を設定し、企画・実施・評価・改善のP D C Aサイクルを通じた評価を実施する。評価結果は県議会等で報告し、意見等は事業の改善<u>等</u>に活かすこととする。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>（4）計画期間</p> <p>計画の期間は、令和3年度を初年度として10箇年とし、前期（令和3年度～令和7年度）と後期（令和8年度～令和12年度）に区分し、この計画は、<u>前期</u>の5箇年の施策内容等について記載する。</p> <p>過疎地域における今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>（4）計画期間</p> <p>計画の期間は、令和3年度を初年度として10箇年とし、前期（令和3年度～令和7年度）と後期（令和8年度～令和12年度）に区分し、この計画は、<u>後期</u>の5箇年の施策内容等について記載する。</p> <p>過疎地域における今後の経済・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>(5) その他</p> <p>各項目において、実施する事業計画及び目標について記載する。なお、事業計画については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び島根県過疎地域持続的発展方針の趣旨に鑑み、特に必要と考えられる事業について、太字で記載している。</p>	<p>(5) その他</p> <p>各項目において、実施する事業計画及び目標について記載する。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進</p> <p>保育所・幼稚園等から県内大学等まで、目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく、地元企業等とも連携・協働し、「教育魅力化」や「しまね留学」といった島根らしい魅力ある教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを推進する。</p> <p>成長過程に応じた運動能力の育成や、生涯スポーツ・健康づくりの推進などにより、県民一人ひとりが、多様な形でスポーツ等を通じ気軽に地域や社会へ参加する機会の拡大を図る。</p> <p>県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加するきっかけづくりを行う。</p> <p>多様な主体同士の協働による地域課題解決を行う団体の育成や活動支援を行い、多くの県民の社会貢献活動への参加を促進する。</p> <p>外国人住民が地域における生活者として、日本人住民と共に暮らしていくために、相互理解を促進し、多文化が共生する地域づくりを進める。</p> <p>人づくりの拠点となる公民館等を中心に、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。</p> <p>若年者に、県内企業等の情報やそこで働く人に触れる機会などを提供し、島根で働く魅力を伝え、県内就職を促進する。</p> <p>また、女性、高齢者、障がい者などが、それぞれの個性や多様性を尊重され経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行う。</p>	<p>2. 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進</p> <p>幼児教育施設（幼稚園・保育所等）から県内大学等まで、教育の目標やビジョンを共有し、家庭、住民だけでなく、地元企業等とも連携・協働しながら、人と人とのつながりやあたたかさがある島根らしい魅力ある教育を行うことで、将来の島根を支える人づくりを推進する。</p> <p>ライフステージに応じたスポーツの推進により、県民一人ひとりが多様な形で気軽に地域社会に参加する機会の拡充を図ることで、スポーツを通じた人づくりを行う。</p> <p>県の文化芸術施設を活用するとともに、地域や学校、関係団体等との連携により、文化芸術の鑑賞、参加、創造の機会を充実させることで、島根の文化芸術活動を担っていく若い世代の育成や、多くの県民が文化芸術活動に参加するきっかけづくりを行う。</p> <p>多様な主体同士の協働による地域課題解決を行う団体の育成や活動支援を行い、多くの県民の社会貢献活動への参加を促進する。</p> <p>外国人住民が地域における生活者として、日本人住民と共に暮らしていくために、相互理解を促進し、多文化が共生する地域づくりを進める。</p> <p>人づくりの拠点となる公民館等を中心に、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。</p> <p>若年者に、島根で働き、暮らすことの魅力を伝えるとともに、県内企業等との接点を持つ多様な機会を提供することや、保護者に向けて県内企業等の理解を促進するための情報発信を行い、県内就職を促進する。</p> <p>県内企業に対しては、若年者の県内就職を促進するための自社の魅力発信やインターンシップ等の積極的な活用を支援する。</p> <p>また、様々な事情で希望どおりの働き方ができない女性、高齢者、障がい者などに向けては、それぞれの個性や多様性が尊重され、経験や能力を活かし、県内企業等で活躍できるようきめ細かな支援を行う。</p> <p>さらに、企業の経営課題解決や新たな事業展開に必要となる専門人材の活用</p>

を支援するほか、外国人を雇用する事業者等に対して必要な情報提供を行うとともに、外国人が働き続けられる環境づくりを支援する。

過疎地域で人口減少、少子高齢化の進行により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある一方で、都市住民の中で、団塊の世代はもとより若者の田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まりを見せていく状況にある。

こうした流れの中、Uターンの促進については、県外にいる出身者に県内の仕事や企業の魅力などの情報発信等を通じて就職を支援するとともに、Iターンの促進については、島根の豊かな暮らしのPRや農山漁村での産業体験、職業や住居のあっせんなどにより、着実なUターン・Iターン希望者の受入に取り組む。

移住・定住者向けの住まいについては、市町村と連携し良質な住宅の新築や空き家の改修・活用などを進めることで、多様なニーズに対応した住宅を確保し定住につなげる。

こうした取組を通じ、若い世代の定着を促し、地域の担い手の確保を図る。地域間交流については、都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じて、都市と農村の双方向の対流を促進し、交流を通じた新たな産業として発展することを目指す。

都市部等にいながら島根の地域や地域の人々と多様に関わりたいと希望する「関係人口」を掘り起こすとともに、こうした人々に県内地域での活動の場を提供し、関係人口と一緒に取り組む地域活動を拡大していく。

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>3. 産業の振興</p> <p>農業については、今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させるとともに、<u>米の需給緩和を踏まえた「需要に応じた生産の徹底」、生産コストの引き下げによる「持続可能な米づくりの確立」、リース牛舎や放牧を活用した「肉用牛生産の拡大」などの取組</u>を進める。</p> <p>島根ならではの特色ある生産である有機農業やG A Pを推進するとともに、マーケットインの発想で生産の拡大と安定的な担い手の確保に取り組もうとする産地づくりを支援する。</p> <p>地域を支える担い手を確保するため、新規就農者の確保や中核的な担い手の育成に向けたサポートを充実させる。また、集落営農の組織化、法人化や他の組織との広域的な連携、水田園芸の取組による経営の多角化やスマート農業技術の導入による農作業の省力化等を図ることによって、収益力の高い経営への転換を促進する。</p> <p>また、<u>担い手不在集落の解消</u>に向けて、日本型直接支払制度の拡大に向けた話し合いを起点として、<u>営農の組織化や近隣の担い手との連携、定年等帰農者など多様な担い手の確保</u>を図る。</p> <p>鳥獣被害対策に意欲のある地域を集中的に支援することで、農作物被害の低減を図るとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくり、<u>捕獲鳥獣のジビエ活用拡大</u>を進める。</p> <p>林業については、<u>林業専用道等の路網整備や高性能林業機械の導入、スマート林業の推進</u>により、原木生産の低コスト化を推進するとともに、伐採から植栽までを連続して行う一貫作業やコンテナ苗の利用拡大等により、再造林の低コスト化を推進する。</p> <p>また、製材工場の新設・規模拡大、既存の製材工場間での分業・連携による製材用原木の需要拡大、<u>高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大</u>により原木が高値で取引される環境整備を推進する。</p>	<p>3. 産業の振興</p> <p>農業については、今後の地域農業の柱となる水田園芸を県全体に定着させるとともに、需要に応じた<u>米生産を基本に、収量・品質向上や生産コストの低減による「生産性の高い米づくりの確立」、繁殖主業農家の育成や県産粗飼料の利用促進等による「肉用牛生産の拡大」</u>を進める。</p> <p>島根ならではの特色ある生産である有機農業やG A Pを推進するとともに、マーケットインの発想で生産の拡大と安定的な担い手の確保に取り組もうとする産地づくりを支援する。</p> <p>地域を支える担い手を確保するため、新規就農者の確保や中核的な担い手の育成に向けたサポートを充実させる。また、集落営農の組織化、法人化や他の組織との広域的な連携、水田園芸の取組による経営の多角化やスマート農業技術の導入による農作業の省力化等を図ることによって、収益力の高い経営への転換を促進する。</p> <p>また、<u>地域の営農維持</u>に向けて、日本型直接支払制度の拡大や<u>市町村の地域計画</u>をベースにした、<u>担い手への農地集積・集約化、営農の組織化や近隣の担い手との連携、定年等帰農者など多様な担い手の確保</u>を図る。</p> <p>県や市町村が行う産地づくりや、<u>営農維持・発展の取組に併せ、地域ぐるみの鳥獣被害対策を重点的に進めること</u>で、農作物被害の低減を図るとともに、幅広い担い手による捕獲体制づくり、<u>ジビエを含めた捕獲個体の有効活用</u>を図る。</p> <p>林業については、<u>林内路網や高性能林業機械等の基盤整備に加え、ICT等の新たな技術の導入</u>により、原木生産（人工林）における<u>労働生産性の向上</u>を図るとともに、成長の早い苗木の生産・出荷体制の強化や、<u>ドローンによる苗木運搬等の新たな技術の導入</u>を推進することにより、森林整備の省力化を図る。</p> <p>また、製材工場の新設・<u>中核的な工場の育成</u>、製材工場間での<u>連携強化や、非住宅を含めた建築物の木造化</u>に向けた関係者間の連携推進により<u>製材用原木の需要拡大と安定供給</u>を図るとともに、需要の大きな県外等への県産木材製品</p>

林業就業者については、新規林業就業者の確保と定着強化を図るため、林業事業体自らが労働条件や就労環境の改善、新規就業者の育成に積極的に取り組むための環境整備を進める。

水産業については、企業的漁業経営体の経営強化を図るため、資源管理と操業の効率化を両立して経営の安定が図られるよう、魚種ごとに資源の分布状況を把握して、小型魚の漁獲を回避しつつ商品サイズの魚を選択的に漁獲できるシステムの導入・普及を推進する。

また、省エネ、省力化等を可能とする高性能漁船の導入と漁獲物のブランド化のための科学的根拠に基づく鮮度管理を徹底する商品づくりを推進し、収益性向上を図る。

沿岸漁業・漁村の活性化に向けては、将来、沿岸漁業・漁村をけん引する新規就業者に対し、市町村と連携し、研修から就業、経営発展に向けたサポートを集中できる仕組みを構築し、更なる技術のレベルアップや地域資源を活用したビジネス創出などの所得向上につながる取組を支援する。

特色ある内水面漁業の展開として、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、アユなど地域の食文化と結びつきの強い水産資源の販売力を強化する。

地域産業については、伝統的技術や6次産業化など、地域の強みや資源を活かした新しい産業の創出や起業の促進に取り組む。また、既存企業の競争力強化や新分野進出、さらには産業を担う人材の育成・確保の推進などにより地域産業の発展をリードする中核企業の育成を図る。

併せて、コロナ禍を経て、新たな販路開拓などニューノーマルへの順応や、世界的な脱炭素化の加速化に伴い新たに生まれる市場へ挑戦する取組、デジタル技術の導入・活用などを支援する。

また、地域にとって魅力のある雇用の場を確保するため、企業立地においては、県内での取引拡大や雇用増加など波及効果が大きい製造業の誘致や増設、アイデアと技術によって地理的ハンディを克服できるIT企業などのソフト産業の誘致を促進する。

地域商業については、地域住民にとって重要なインフラであることから、その機能を維持・確保するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商業・サービス業の展開を図るとともに、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取

の販路拡大により原木が高値で取引される環境整備を推進する。

林業就業者については、事業体での就業体験等の取組への支援や農林大学校林業科での技術力の高い人材育成の推進により、就業者を確保するとともに、就業者の労働意欲喚起や事業体の経営体质強化により、新規就業者の定着強化を図る。

水産業については、企業的漁業経営体の経営強化を図るため、TAC制度（漁獲量の制限により水産資源を管理する制度）を基本とする適切な資源管理と収益性の高い操業の両立による経営の安定化を支援する。

また、生産性を向上させ、収益性の改善を可能とする高性能漁船の導入を支援するとともに、漁獲物の付加価値向上を図るため、鮮度や特性（脂質、色合い等）の数値化など、科学的知見に基づいた商品づくりを推進する。

沿岸漁業・漁村の活性化に向けては、将来、沿岸漁業・漁村をけん引する新規就業者に対し、更なるレベルアップのための研修や、効率的な漁業が可能な漁法など複数の漁法による操業計画の実践・定着、省力化の取組を支援する。

加えて、特色ある内水面漁業の展開として、高津川や江の川などの河川域で育まれる豊かで多様な水産資源の維持・回復を図りつつ、アユなど地域の食文化と結びつきの強い水産資源の販売力を強化する。

地域産業については、地域の強みや資源を活かした新しい産業の創出や起業の促進に取り組む。また、既存企業の競争力強化や新分野進出、さらには産業を担う人材の育成・確保の推進などにより地域産業の発展をリードする中核企業の育成を図る。

併せて、コロナ禍を経て、新たな販路開拓などニューノーマルへの順応や、世界的な脱炭素化の加速化に伴い新たに生まれる市場へ挑戦する取組、デジタル技術の導入・活用などを支援する。

また、地域にとって魅力のある雇用の場を確保するため、企業立地においては、県内での取引拡大や雇用増加など波及効果が大きい製造業の誘致や増設、過疎地域など条件不利地域においても、比較的制約の少ないIT企業などのソフト産業の誘致を促進する。

地域商業については、地域住民にとって重要なインフラであることから、その機能を維持・確保するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商業・サービス業の展開を図るとともに、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に立った取

組を推進する。

観光については、観光客のニーズの多様化・目的志向・本物志向に応えられるよう、本県が持つ豊富な地域資源や「美肌」を切り口とした素材を活用し、魅力ある観光地域づくりを進め、国内外への効果的な誘客宣伝を積極的に展開する。また、インバウンド対策としては、多言語対応など外国人の利便性向上を図る受入環境の整備を図るとともに、国際航空路線の誘致に向けた取組を展開する。

また、産業活性化や貨物物流等の拠点となる重要港湾等県管理港湾の整備を進める。

組を推進する。

観光については、観光客のニーズの多様化・目的志向・本物志向に応えられるよう、本県の強みを表した「ご縁も、美肌も、しまねから。」をキャッチフレーズに、温泉や食、歴史・文化、豊かな自然などを素材とした魅力ある観光地域づくりを進め、国内外への効果的な誘客宣伝を積極的に展開する。また、インバウンド対策としては、多言語対応など外国人の利便性向上を図る受入環境の整備を図るとともに、国際航空路線の誘致に向けた取組を展開する。

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>4. 地域における情報化</p> <p>情報化の推進については、<u>光ファイバーなどの超高速情報通信環境の未整備地域において整備を促進するほか、携帯電話不感地域の解消に取り組む。</u> また、<u>医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野におけるＩＣＴの利活用を促進するとともに、県民のＩＣＴ利活用能力の向上を図る。</u></p>	<p>4. 地域における情報化</p> <p>情報化の推進については、<u>5G等や携帯電話のエリア整備を促進するとともに、行政のデジタル化推進による住民サービス向上のほか、ＩＣＴを利活用し、あらゆる分野におけるサービスの向上を推進する。</u> また、<u>全ての住民にデジタル化の恩恵が広く行き渡るよう、地域において継続的に学べる学習環境の整備などの取組を推進する。</u></p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>5．交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>県道については、高速道路整備によるストック効果を早急に全県に波及させるとともに、災害時や緊急時の輸送路として重要な役割を担う道路を骨格幹線道路と位置づけて、優先的に整備を進める。</p> <p>また、<u>地域の活力向上など課題解決に寄与するため、より生活に密着する道路について、幹線道路、生活関連道路と位置づけて整備を進める。</u></p> <p>市町村道については、国が指定する基幹的な市町村道を県代行事業として整備し、国県道と一体となった地域交通ネットワークの形成を促進する。</p> <p>また、<u>橋梁をはじめとする道路施設の計画的な補修と安全な歩行空間を創出する交通安全施設整備に努める。</u></p> <p>農山漁村地域においては、農林水産物の生産及び流通の合理化を図り、併せて生活環境の改善に資する農道、林道及び漁港関連道の整備に努める。</p> <p>過疎地域において、<u>鉄道や路線バスなどの公共交通を維持することは、安心して住み続ける環境を維持する上で重要であるが、利用者の減少に伴い、公共交通を取り巻く現状は厳しい状況にある。</u></p> <p>バス路線については、事業者・市町村等による地域生活交通を確保する取組を支援するとともに、地域の実情に応じて交通手段を見直し、日常生活を支える地域生活交通の確保に努める。</p> <p>また、鉄道については、沿線自治体等と連携した利用促進などに取り組み、路線の維持存続を図る。</p> <p>離島航路は、船舶導入や運航等に対する支援を行うとともに、航路運賃の低廉化を継続し、航路の維持や利用者へのサービス向上を図る。</p> <p>さらに、航空路については、地域振興や観光振興、便利で快適な<u>県民生活</u>を実現するために重要な役割を果たしていることから、地元の利用促進協議会と</p>	<p>5．交通施設の整備、交通手段の確保</p> <p>県道については、高速道路整備によるストック効果を早急に全県に波及させるとともに、災害時や緊急時の輸送路として重要な役割を担う道路を骨格幹線道路と位置づけて、優先的に整備を進める。</p> <p>また、<u>各地域と生活圏中心都市をつなぐ主要な道路や、それらと一体となって各地域間をつなぐ道路などを幹線道路・生活関連道路（優先整備区间）と位置づけ、地域の実情や課題に応じ、効率的・計画的に整備する。</u></p> <p>市町村道については、国が指定する基幹的な市町村道を県代行事業として整備し、国県道と一体となった地域交通ネットワークの形成を促進する。</p> <p>橋梁をはじめとする道路施設の計画的な補修と安全な歩行空間を創出する交通安全施設整備に努める。</p> <p><u>さらに、離島航路や海外貿易航路、国内物流等の拠点となる県管理港湾の整備を進める。</u></p> <p>農山漁村地域においては、農林水産物の生産及び流通の合理化を図り、併せて生活環境の改善に資する農道、林道及び漁港関連道の整備に努める。</p> <p>過疎地域において、<u>路線バスや鉄道などの公共交通を確保することは、安心して住み続ける環境を維持する上で重要であるが、利用者の減少や交通の担い手不足に伴い、公共交通を取り巻く現状は厳しい状況にある。</u></p> <p>バス路線については、事業者・市町村等による地域生活交通を確保する取組を支援するとともに、地域の実情に応じて交通手段を見直し、日常生活を支える地域生活交通の確保に努める。</p> <p>また、鉄道については、沿線自治体等と連携した利用促進などに取り組み、路線の維持存続を図る。</p> <p>離島航路は、船舶導入や運航等に対する支援を行うとともに、航路運賃の低廉化を継続し、航路の維持や利用者へのサービス向上を図る。</p> <p>さらに、航空路<u>線</u>については、地域振興や観光振興、<u>県民の</u>便利で快適な暮らしを実現するために重要な役割を果たしていることから、地元の利用促進協</p>

連携して利用促進を図ることで、路線の維持・充実を図る。

議会と連携した利用促進などにより、路線の維持・充実を図る。

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>6. 生活環境の整備</p> <p>快適な生活環境づくりのために、下水道、浄化槽などの汚水処理施設や水道施設、廃棄物処理施設等の整備を進める。</p> <p>また、県民の安全・安心な暮らしを守るため、道路の防災対策、治水対策、土砂災害対策などの防災・減災対策のハード対策、ソフト対策を併せて推進する。</p> <p>さらに、県民の生命・財産を守るため、常備消防、消防団の体制及び施設の充実を推進するとともに地域住民との連携強化により地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>過疎地域の美しい自然景観や歴史的・文化的景観を活かした地域づくりを住民等と一体となって進めていく。</p>	<p>6. 生活環境の整備</p> <p>快適な生活環境づくりのために、下水道、浄化槽などの汚水処理施設や水道施設、廃棄物処理施設等の整備を進める。</p> <p>また、県民の安全・安心な暮らしを守るため、道路の防災対策、<u>治山・治水</u>対策、土砂災害対策などの防災・減災対策のハード対策、ソフト対策を併せて推進する。</p> <p>さらに、県民の生命・財産を守るため、常備消防、消防団の体制及び施設の充実を推進するとともに地域住民との連携強化により地域防災力の一層の強化を図る。</p> <p>過疎地域の美しい自然景観や歴史的・文化的景観を活かした地域づくりを住民等と一体となって進めていく。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>7. 結婚・子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進 結婚・出産支援については、<u>結婚に対する気運の醸成を図り、出会いの場づくりの取組</u>等に取り組むとともに、子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるよう、妊産婦の産前・産後ケアに<u>引き続き取り組む</u>。</p> <p>また、子育て支援については、<u>保育所や、放課後児童クラブ等の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立支援の取組を推進する</u>。</p> <p>仕事と<u>子育ての両立支援</u>については、従業員の<u>子育て</u>を積極的に支援する企業の認定・表彰、経営者・管理職の意識改革や職場環境の改善などに積極的に取り組む企業への支援等により、<u>企業等における仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくり</u>を促進する。</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムをさらに進めていくため、介護予防や高齢者の社会参加の推進、生活支援の充実、適正な介護サービスと住まいの確保、介護人材確保、医療との連携、認知症施策の推進等について、市町村等と連携して取り組む。</p> <p>また、障がいのある人が住みたい地域で自立して暮らせるよう、福祉サービス提供基盤の整備や、生活支援体制の強化、就労支援、特別な支援が必要な子と親への支援等の充実を図るとともに、障がいに対する理解を促進し、障がいの有無にかかわらず共に支え合う地域共生社会の実現を目指す。</p>	<p>7. 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進 結婚・出産支援については、<u>結婚や家庭について若い世代の理解と関心を高め、多様な出会いの場の創出</u>等に取り組むとともに、子どもを産み育てたいと望む夫婦が安心して妊娠期から産前産後を過ごせるよう、<u>こども家庭センター機能の強化や妊産婦の産前・産後時のケアに取り組む市町村を支援する</u>。</p> <p>また、子育て支援については、<u>保育の適切な量の確保と質の向上や、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援の充実を図る</u>。</p> <p>仕事と<u>家庭の両立支援</u>については、従業員の<u>仕事と生活の両立</u>を積極的に支援する企業の認定・表彰、経営者・管理職の意識改革や職場環境の改善などに積極的に取り組む企業への支援等により、<u>仕事と子育てや介護が両立でき、安心して働き続けられる職場環境づくり</u>を促進する。</p> <p>高齢者が、住み慣れた地域で<u>自分らしい暮らしができる</u>よう、地域包括ケアシステムをさらに進めていくため、介護予防や高齢者の社会参加の推進、生活支援の充実、適正な介護サービスと住まいの確保、介護人材確保、医療との連携、認知症施策の推進等について、市町村等と連携して取り組む。</p> <p>また、障がいのある人が住みたい地域で自立して暮らせるよう、福祉サービス提供基盤の整備や、生活支援体制の強化、就労支援、特別な支援が必要な子と親への支援等の充実を図るとともに、障がいに対する理解を促進し、障がいの有無にかかわらず共に支え合う地域共生社会の実現を目指す。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>8. 医療の確保</p> <p>医師確保については、「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3本柱で引き続き医師確保対策に取り組む。</p> <p>看護職員の確保については、「県内進学の促進」、「県内就業の促進」、「離職防止」、「再就業の促進」、「資質の向上」を柱に引き続き取り組む。</p> <p>医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材・設備等）を効率的、効果的に活用できるよう医療施設間の機能の分担・連携を推進するとともに、ドクターへリの運航や医療情報ネットワーク「まめネット」の整備などにより圈域を越えた広域的な医療連携を図る。</p> <p>また、在宅医療を含めた住民の生活を支える身近な一次医療を維持・確保するため、診療所を支援する地域の拠点病院への支援や、総合診療医の養成等を進めるなど、総合的に過疎地域の医療の確保を図る。</p>	<p>8. 医療の確保</p> <p>医師の確保については、「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3本柱で、引き続き医師確保対策に取り組む。</p> <p>看護職員の確保については、「県内進学促進」、「県内就業促進」、「離職防止・再就業促進」、「資質向上」を柱に、積極的に取組を進める。</p> <p>医療機関間の役割分担、連携、在宅医療の推進を図り、総合診療医や特定行為が出来る看護師の育成などの取組を進め、地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進する。</p> <p>在宅医療を含めた住民の生活を支える身近な一次医療を維持・確保するため、条件不利地域における在宅医療の支援や、診療所を支援する地域の拠点病院を支援する。</p> <p>また、「まめネット」の活用やドクターへリの運航などにより、広域にわたる医療機関連携を支援する。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>9．教育の振興</p> <p>未来を担う子どもたちに、心身の健康や学力を身につけ、ふるさとへの誇りや思いやりの心が育まれるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じたきめ細かな教育を行っていく。</p> <p>また、緊急性・必要性を踏まえながら、老朽化した施設の改修や防災対策を進めることに加え、時代に即したバリアフリー化や情報化等の対応など過疎地域の県立学校の環境整備を計画的に推進するとともに、生徒の通学手段を確保する。</p> <p>さらに、小規模高校の教育水準を確保する観点から、教員の加配に努めるとともに、地域の魅力や教育資源を生かし、地域に開かれた学校づくりを目指す。</p> <p>過疎地域の幅広い世代の地域住民が、主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。</p>	<p>9．教育の振興</p> <p>未来を担う子どもたちに、心身の健康や学力を身につけ、ふるさとへの誇りや思いやりの心が育まれるよう、学校・家庭・地域が連携し、発達の段階に応じたきめ細かな教育を行っていく。</p> <p>また、緊急性・必要性を踏まえながら、老朽化・狭隘化した施設の改修や防災対策を進めることに加え、時代に即したバリアフリー化や情報化等の対応など過疎地域の県立学校の環境整備を計画的に推進するとともに、生徒の通学手段を確保する。</p> <p>さらに、小規模高校の教育水準を確保する観点から、教員の加配に努めるとともに、地域の魅力や教育資源を生かし、地域に開かれた学校づくりを目指す。</p> <p>過疎地域の幅広い世代の地域住民が、主体的に様々な地域課題の解決に向かえるよう、実行力を養う学習活動や実践活動を支援し、持続可能な地域づくりを実現するための基盤となる地域を担う人づくりを推進する。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>10. 集落の維持、活性化</p> <p>人口減少や高齢化が進む中、地域の担い手不足が深刻化しており、既存の集落単位の取組だけでは、<u>地域コミュニティの維持や、買い物などの日常生活に必要な様々な機能・サービスの確保が難しくなってきている。</u></p> <p>こうした状況の中で、集落の維持・活性化を図るため、個々の集落を越えた公民館エリア（旧小学校区）を基本単位として、住民生活に必要な機能の確保に取り組む持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進する。</p> <p>なお、公民館エリアの人口規模が小さくなるにしたがって、日常生活に必要な機能やサービスの維持・確保が厳しい状況にあることから、今後は、生活機能の確保が急務な公民館エリアにおける課題解決に向けた活動への着手と、活動の内容や範囲の拡大への取組に対して重点的に支援をしていく必要がある。</p> <p>そのため、「生活機能（生活交通を含む）の確保」に重点を置いた「小さな拠点づくり」を推進するとともに、地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スマート・ビジネス」の取組を支援するなど、中山間地域の産業振興による雇用の確保と所得の向上にも取り組んでいく。</p> <p>これに加え、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」、また、特定地域づくり事業など地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。</p>	<p>10. 集落の維持、活性化</p> <p>人口減少や高齢化が進む中、地域の担い手不足が深刻化しており、既存の集落単位の取組だけでは、<u>地域を維持することが難しくなってきている。</u></p> <p>こうした状況の中で、集落の維持・活性化を図るため、個々の集落を越えた公民館エリアを基本単位として、住民生活に必要な機能の確保に取り組む持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進する。</p> <p>それに加え、<u>生活機能の確保に直結する取組については、行政がより関与しながら生活機能の維持・確保を進める。</u></p> <p>また、Uターン・Iターンの推進や特定地域づくり事業等により、様々な分野で地域の担い手を確保するとともに、地域運営を担う人材の育成・確保を図る。</p> <p><u>地域の産業振興については、地域の豊かな自然環境や特徴ある資源を活用し、商品化につなげる「スマート・ビジネス」の取組を支援する。</u></p> <p><u>さらに、地域の外から資金を稼ぐことと併せて、地域から出ていく資金を減らすことにも着目し、地域内での経済循環を高めることが重要であることから、地域で必要なものを地域で生産し、地域で消費する意識の醸成と行動変容を促し、食料品やエネルギー等の地産地消や地消地産を推進する。</u></p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>1 1．地域文化・スポーツの振興等 優れた芸術文化の鑑賞や、県民の日頃の文化活動の成果を発表する機会の拡充などにより、生涯にわたり文化に親しみ、生き生きと暮らせる豊かな環境づくりを進めるとともに、担い手となる人材の育成に努める。 併せて、住民の自主的な文化活動に対する財政的支援、奨励やその功績を称える顕彰制度の充実など多面的な支援を行う。 また、貴重な地域資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することで新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。 スポーツの振興については、スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進していく。</p>	<p>1 1．地域文化・スポーツの振興等 優れた芸術文化の鑑賞や、県民の日頃の文化活動の成果を発表する機会の拡充などにより、生涯にわたり文化に親しみ、生き生きと暮らせる豊かな環境づくりを進めるとともに、担い手となる人材の育成に努める。 併せて、住民の自主的な文化活動に対する財政的支援、奨励やその功績を称える顕彰制度の充実など多面的な支援を行う。 また、貴重な地域資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することで新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。 スポーツの振興については、スポーツを通じて豊かさを実感できる社会の実現に向け、県民誰もがスポーツに親しむことのできる環境づくりを推進していく。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>1 2．再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーについては、豊富に存在する森林を活用した木質バイオマスをはじめ、風力や太陽光などの導入により、<u>関連産業の活性化や雇用の促進が期待できることから、積極的に導入の促進を図る。</u></p>	<p>1 2．再生可能エネルギーの導入促進 再生可能エネルギーについては、豊富に存在する森林を活用した木質バイオマスをはじめ、風力や太陽光などの導入により、<u>地域資源の有効活用や地域防災力の向上が期待できることから、積極的に導入の促進を図る。</u></p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>1 3．その他地域の持続的発展に関し必要な事項 県は、過疎市町村の行う各種の過疎対策事業について、国庫補助事業等の積極的な導入はもとより、地域の実情に即した事業が実施できるよう、行財政上の支援を行う。</p>	<p>1 3．その他地域の持続的発展に関し必要な事項 県は、過疎市町村の行う各種の過疎対策事業について、国庫補助事業等の積極的な導入はもとより、地域の実情に即した事業が実施できるよう、行財政上の支援を行う。</p>

島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表（前期計画との比較）

前期計画（R 3～R 7）	後期計画【素案】（R 8～R 12）
<p>1 4．過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助 県は過疎地域の市町村の区域を越える施策を実施するとともに、過疎市町村間の連絡調整に努める。</p> <p>また、過疎市町村に対する人的及び技術的援助その他必要な援助について、「過疎地域等政策支援員」等の制度の活用も検討し実施する。</p>	<p>1 4．過疎地域市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助 県は過疎地域の市町村の区域を越える施策を実施するとともに、過疎市町村間の連絡調整に努める。</p> <p>また、過疎市町村に対する人的及び技術的援助その他必要な援助について、「過疎地域等政策支援員」等の制度の活用も検討し実施する。</p>